

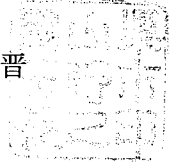
玉長第 1280 号

令和3年3月19日

社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会

会長 浜口 誠 様

玉野市長 黒田 晋



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで